

郡山市告示第 143 号

郡山市事業者選定審議会条例（平成30年郡山市条例第7号。以下「条例」という。）に基づき
郡山市指定管理者選定審議会設置規程を次のように定める。

平成30年5月25日

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市指定管理者選定審議会設置規程

（設置）

第1条 条例第1条第1項第2号の選定に関し、別表の審議会の区分欄に掲げる指定管理者選定
審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（対象とする施設等）

第2条 審議会は平成31年4月1日から指定管理者の指定を予定している施設を対象とし、対象
とする施設及び庶務を処理する課は別表のとおりとする。

（委任）

第3条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮っ
て定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成30年5月25日から施行する。

（この規程の失効）

2 この規程は、別表に掲げる全ての審議会の審議が終了したときに、その効力を失う。

別表（第1条、第2条関係）

	審議会の区分	対象とする施設	庶務を処理する課
1	郡山市集会施設等 指定管理者選定審 議会	郡山市労働福祉会館及び郡山市男 女共同参画センター	市民部男女共同参画課
2	郡山市文化・公園 施設等指定管理者 選定審議会	郡山市民文化センター、郡山市文 学資料館、郡山市久米正雄記念 館、郡山市開成館、郡山市ふれあ い科学館、大安場史跡公園、平成 記念郡山こどものもり公園、郡山 市野鳥の森学習館、五百淵公園、 荒井中央公園、郡山カルチャーパ ーク、21世紀記念公園、麓山公園 及び八山田こども公園	文化スポーツ部文化振興課
3	郡山市子育て・福 祉施設等指定管理 者選定審議会	福祉センター、郡山市中央老人福 祉センター、郡山市中央デイ・サ ービスセンター、郡山市富久山デ イ・サービスセンター、郡山市更 生園、郡山市立希望ヶ丘学園、郡 山市希望ヶ丘児童センター、郡山 市花かつみ豊心園、郡山市緑豊 園、郡山市障害者福祉センター、 サニー・ランド湖南、郡山市湖南 デイ・サービスセンター、サン・ サン・グリーン湖南、郡山市西田 地域交流センター、郡山市三穂田 地域交流センター、郡山市中田地 域交流センター、郡山市喜久田地 域交流センター、郡山市日和田地 域交流センター、郡山市老人福祉 センター寿楽荘、郡山市高齢者文 化休養センター逢瀬荘、郡山市田 村地域交流センター、郡山市東部 地域子育て支援センター、郡山市 西部地域子育て支援センター、郡 山市南部地域子育て支援センター 及び郡山市北部地域子育て支援セ ンター	保健福祉部保健福祉総務課

4	郡山市集客施設等 指定管理者選定審 議会	郡山市農村生活中核施設黒石荘、 郡山市畜産振興センター、郡山市 高篠山森林公園、郡山ユラックス 熱海、磐梯熱海スポーツパーク （体育館、多目的グラウンド、熱海 サッカー場、郡山スケート場）、 磐梯熱海アイスアリーナ、郡山市 青少年会館、郡山市少年湖畔の 村、大槻公園、西部体育館、西部 第二体育館、西部庭球場、西部ス ポーツ広場、西部サッカー場及び 郡山相撲場	産業観光部観光課
---	----------------------------	---	----------